

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社久保建設
業者の住所：愛媛県上浮郡久万高原町二名甲 1 1 6 6 － 1
- 2 指名停止措置期間：令和 7 年 5 月 2 3 日から同年 9 月 2 2 日まで（4 ヶ月）
- 3 指名停止措置の範囲
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
- 4 事実概要
株式会社久保建設の代表取締役は、愛媛県が発注した急傾斜地崩落対策工事の一般競争入札に関し、公契約関係競売等妨害の疑いで、令和 7 年 2 月 1 2 日、愛媛県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」付表第 2 第 1 0 号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指停止措置要領 付表第 2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 1 0 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3 月以上 1 2 月以内